

本人確認書類について(個人預金用)

aまたはbどちらかの方法で、本人確認書類を2点ご提出ください。

- a 【1】の書類からいずれか2点
- b 【1】の書類からいずれか1点 + 【2】の書類からいずれか1点の合計2点

氏名、生年月日、自宅住所が記載されている書類				
本人確認書類	形式	必要事項	注意	
【1】	個人番号(マイナンバー)カード	表面のみ	有効期限内 ※本人確認書類として使用するの は表面のみです。	
	運転免許証 または 運転経歴証明書	表裏両面	有効期限内 ※外国籍の方は「在留カード」 または「特別永住者証明書」を 本人確認書類に必ず含めて ください。 ※外国籍の方は、永住者または 特別永住者の方に限ります。	
	在留カード または 特別永住者証明書			
	日本政府発行のパスポート	コピー	「顔写真のページ」と「所持人 記入欄(住所記載)のページ」	有効期限内 ※2020年2月4日以降に申請 されたパスポートは「所持人 記入欄(住所記載)」のページが 無いため、本人確認書類として 利用できません。
	各種健康保険証	「氏名、生年月日、自宅住所」が 確認できるページ	有効期限内 ※住所が未記入の場合は、書類 原本の住所欄に自宅住所を記入 のうえ、コピーしてください。	
	各種年金手帳 または 各種福祉手帳 (母子健康手帳を含みます)		有効期限内 ※住所が未記入の場合は、書類 原本に自宅住所を記入のうえ、 コピーしてください。 ※基礎年金番号、障害名、障害 等級は塗りつぶしてください。 ※各種手帳は表紙もコピーして ください。	
住民票の写し または 印鑑証明書	原本	※「写し」はコピーのことで ありません。	発行日より6カ月以内の原本 ※「住民票」の本籍地、住民票 コード、個人番号は塗りつぶし てください。	

※マイナンバーの「通知カード」ならびに「基礎年金番号通知書(単体)」は、本人確認書類として利用できません。

※各書類のコピーは、「有効期限」や「公安委員会印」などの部分を含め、鮮明になるようにご注意ください。

氏名、自宅住所が記載されている書類				
補完書類	形式	必要事項	注意	
【2】	公共料金(電気、ガス、水道、電話(携帯電話は除く)、NHK)領収証書	原本	氏名、自宅住所ならびに領収日付の押印または発行年月日の記載があるもの ※「領収証書」は、領収印がある等、領収した事実が確認できるものをお送りください。	作成・発行から3カ月以内の原本 ※領収日付のない「お知らせ」「請求書」は利用できません。 ※クレジットカード会社が発行する「領収書」「明細書」は利用できません。
	国税または地方税の領収証書または納税証明書	コピー		作成・発行から6カ月以内のもの ※領収日付のない「納税通知書」は利用できません。
	社会保険料の領収証書			

【留意事項】

※ 未成年者または成年被後見人の名義で口座を開設する場合は、親権者(原則、共同親権行使)または成年後見人がその法定代理人として手続きをする必要があります。その場合、名義人に加え、法定代理人の本人確認書類も提出が必要です。

※ 提出いただいた確認書類は返却しません。

※ 不正口座の開設・利用は法律で禁止されています。架空名義、借名での口座開設はできません。

また、他人の確認書類、偽造・改ざんした確認書類による申し込みは受け付けできません。

※ 不正口座の開設ならびに口座の不正利用が判明した場合は、直ちに口座の利用停止や解約等の措置をとり、法令に基づき当局へ通報します。